

# リビングアシスト総合保険 ご契約のしおり

## (リビングアシスト総合保険普通保険 約款および特約) 追補版

2024年12月  
楽天損害保険株式会社

### お客様へ

保険始期が2024年12月以降のご契約について、ご契約時にお申し出いただいた場合に適用される特約として「死亡時費用補償特約」および「遺品整理費用拡張補償特約」を追加します。また、これらの特約の追加に伴い「同居人被保険者特約」の一部を改定します。

### 【追加する特約の概要】

借用住宅内での被保険者の死亡※を原因として、次の費用が生じたときに保険金をお支払いします。

- ① 借用住宅に汚損等の損害が生じた場合の修理費用
- ② 借用住宅を貸主に明け渡す場合等に必要な被保険者の遺品の整理費用

※ 遺品整理費用拡張補償特約をセットする場合、②の費用は死亡場所を問わず補償します。

### 【改定内容の対比表】 ※ 下線部分が改定箇所となります。

#### 【P.99】 ⑨ 同居人被保険者特約

#### 第3条(保険の対象の範囲および被保険者の範囲)(5)

改定前	改定後
(5) この特約が適用される場合、同時に付帯される <u>類焼損害補償特約</u> の主契約被保険者は、特別の約定がないかぎり、主契約の保険の対象の被保険者および同居人となります。	(5) この特約が適用される場合、同時に付帯される <u>以下の特約</u> の主契約被保険者は、特別の約定がないかぎり、主契約の保険の対象の被保険者および同居人となります。  ① <u>類焼損害補償特約</u> ② <u>死亡時費用補償特約</u>

以上

# 死亡時費用補償特約

## 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺品整理	借用住宅を貸主に明け渡し可能な状態に復するために、死亡した主契約被保険者が残置した物品を整理、撤去、廃棄、売却または運送することをいい、これらを行うための一時的な保管(注)を含みます。 (注) 一時的な保管は6か月間を限度とします。
遺品整理費用	遺品整理に必要な費用とし、負担した金額が遺品整理業者等の見積書または領収証等により明らかなものをいいます。
貸主	貸主には転貸人を含みます。
借用住宅	主契約被保険者の借用する保険証券記載の建物または住宅(注)をいいます。ただし、建物または住宅(注)に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。 (注) 建物または住宅には、敷地内の車庫、物置を含みます。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
主契約	この特約が付帯されたリビングアシスト総合保険契約をいいます。
主契約被保険者	主契約の保険の対象の被保険者をいいます。
賃貸借契約	転貸借契約を含みます。
賃貸借契約書	転貸借契約書を含みます。
保険金	死亡時修理費用保険金および遺品整理費用保険金をいいます。以下同様とします。

## 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、主契約被保険者が借用住宅内で死亡したことによって生じた借用住宅の損害について、特約被保険者が自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約に従い、死亡時修理費用保険金を支払います。なお、死亡についてはその原因を問いません。

(2) 当社は、借用住宅内における主契約被保険者の死亡(注1)により借用住宅の賃貸借契約が終了する場合(注2)において、特約被保険者が遺品整理のための費用を支出したときは、その遺品整理費用に対して、この特約に従い、遺品整理費用保険金を支払います。

(注1) 死亡の原因を問いません。

(注2) 主契約被保険者の死亡後、賃貸借契約が更新された場合は、死亡判明時の賃貸借契約(注3)の更新直後の満了日までに賃貸借契約が終了する場合に限りま。

(注3) 特約被保険者が主契約被保険者の死亡を知った時に締結されていた賃貸借契約をいいます。

## 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 特約被保険者(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、保険金を支払わないのは、その故意もしくは重大な過

失または法令違反のあった特約被保険者に生じた損害に限りません。

- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(注1) 特約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

#### 第4条(特約被保険者)

次の者を特約被保険者とします。

- ① 死亡した主契約被保険者の法定相続人
- ② 借用住宅の賃貸借契約書上の保証人
- ③ 死亡した主契約被保険者の相続財産管理人
- ④ 主契約被保険者のうち、死亡した者以外の者
- ⑤ 借用住宅の賃貸借契約書上の借主
- ⑥ 借用住宅の貸主
- ⑦ 第2条(保険金を支払う場合)(2)の場合において、借用住宅の賃貸借契約書等において残置物を引き取るべき者または残置物の処理を委任された者の定めがある場合のその者

#### 第5条(保険金の支払額)

(1) 当社は、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度として、第2条(保険金を支払う場合)(1)の修理費用の額を死亡時修理費用保険金として支払います。

(2) 当社は、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度として、第2条(保険金を支払う場合)(2)の遺品整理費用の額を遺品整理費用保険金として支払います。

(3) 第4条(特約被保険者)⑥の特約被保険者に死亡時修理費用保険金または遺品整理費用保険金を支払う場合において、借用住宅に関して差し入れられている敷金のうち修理費用または遺品整理費用に充当された金銭があるときは、その額を修理費用または遺品整理費用の額から差し引きます。

#### 第6条(代位)

(1) 損害が生じたことにより特約被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支

払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
特約被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

特約被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに特約被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および特約被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(4) (1)の規定により、特約被保険者が保険契約者、主契約被保険者または他の特約被保険者に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、保険契約者、主契約被保険者または他の特約被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合におけるその故意または重大な過失のあった者に対する権利を除きます。

## 第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、リビングアシスト総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、次表の「リビングアシスト総合保険普通保険約款の読替箇所」の「読替前」の規定を「読替後」のとおり読み替えて適用します。

リビングアシスト総合保険普通保険約款の読替箇所	読替前	読替後
・第1条(用語の定義)の表中、「他の保険契約等」の定義	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された次条の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。	死亡時費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)の損害または費用に対して、保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
・第13条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)	支払限度額	死亡時修理費用保険金の場合は修理費用の額、遺品整理費用保険金の場合は遺品整理費用の額(死亡時費用補償特約第5条(保険金の支払額)(3)に規定する金銭を差し引いた額をいいます。)
	この家財補償条項の保険金	死亡時修理費用保険金または遺品整理費用保険金
・第15条(保険責任の始期および終期)(3)	事故	主契約被保険者の死亡
・第25条(重大事由による解除)(2)	第2条(保険金を支払う場合)の事故	
	第2条の事故	
・第32条(事故の通知)(2)	事故	

・第33条(損害防止義務および損害防止費用)	第2条(保険金を支払う場合)の事故	主契約被保険者の死亡
	第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの事故	
・第35条(保険金の請求)	第2条(保険金を支払う場合)の事故	
	事故	
・第36条(保険金の支払時期)(1)	事故	
・第22条(保険契約の取消し)	保険契約者または被保険者	保険契約者、主契約被保険者または特約被保険者
・第25条(重大事由による解除)		
・第25条(重大事由による解除)(1)②	被保険者	主契約被保険者または特約被保険者
・第32条(事故の通知)(2)	被保険者	主契約被保険者
・第32条(事故の通知)(1)および(3)	被保険者	特約被保険者
・第33条(損害防止義務および損害防止費用)(1)および(3)		
・第35条(保険金の請求)		
・第36条(保険金の支払時期)		
・第41条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)		
・第25条(重大事由による解除)(3)		
・第25条(重大事由による解除)(1)	この保険契約を解除	この保険契約(主契約被保険者または特約被保険者が③に該当することにより解除する場合には、その主契約被保険者または特約被保険者に係る部分)を解除
・第32条(事故の通知)(1)	保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害	死亡時修理費用保険金の場合は借用住宅の損害が生じたことを知ったとき、遺品整理費用保険金の場合は遺品整理を行ったときは、借用住宅の損害または遺品整理
・第32条(事故の通知)(2)	保険の対象について損害が生じた	借用住宅の損害または遺品整理が発生した
・第35条(保険金の請求)(1)	損害	修理費用または遺品整理費用

## 遺品整理費用拡張補償特約

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約が付帯された死亡時費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (2)の規定にかかわらず、主契約被保険者の死亡(注1)により借用住宅の賃貸借契約が終了する場合(注2)において、特約被保険者が遺品整理のための費用を支出したときは、その遺品整理費用に対して、この特約に従い、遺品整理費用保険金を支払います。

(注1) 死亡の原因を問いません。

(注2) 主契約被保険者の死亡後、賃貸借契約が更新された場合は、死亡判明時の賃貸借契約(注3)の更新直後の満了日までに賃貸借契約が終了する場合に限りです。

(注3) 特約被保険者が主契約被保険者の死亡を知った時に締結されていた賃貸借契約をいいます。

### 第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、リビングアシスト総合保険普通保険約款、死亡時費用補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。